

静岡家庭裁判所委員会議事概要

(静岡家庭裁判所委員会庶務)

1 日 時 平成28年11月21日(月)午後3時～午後5時

2 場 所 静岡家庭裁判所大会議室

3 出席者

(委員)

荻田雅宏, 河森佳奈子, 鈴木壽美子, 森徹, 村上直人, 山本薫正, 吉村峰仙(以上学識経験者), 渥美利之, 大多和暁(以上弁護士), 小川浩治(検察官), 内山梨枝子, 山崎まさよ(以上裁判官)

(説明担当者)

酒井淳一(事務局長), 山田稔(首席家庭裁判所調査官), 室城順子(次席家庭裁判所調査官), 関口良正(首席書記官), 伊藤剛(次席書記官), 村上誠(主任書記官)

(庶務)

大園守雄(総務課長), 高橋聡子(総務課課長補佐)

4 議事内容等

(1) 新任委員1名及び再任委員1名から自己紹介があった。

(2) 今回のテーマである「「子の福祉」についての親の理解を深めるために」について、最初に、室城次席家庭裁判所調査官から、家庭裁判所における取組状況等の紹介があり、委員それぞれの立場から意見や提案を頂きたいと説明があった上で、各委員から次のような意見等が述べられた。

○ 子どもの経済的安定が、学力やコミュニケーション力に影響するため、養育費の問題は重要である。家庭裁判所における調停又は審判によって、養育費が決められることは、ありがたい。

○ 夫婦が離婚しても親子の縁は切れないのであり、子どもとのつながりを継続し、子どもにとって離婚による傷が一番和らぐ最善の方法を考えなければならない。最近、金

銭的負担を理由に、離婚後の子の養育についてドライに考える父母が多く、子ども全員を育てることに不安を感じる母親も多い。

- 離婚によって、子どもへの心理的影響は大きく、経済的問題もあり、学業不振に陥ったり、行為障害、愛着障害など様々な問題が起こり得るが、そういった状況がごくありきたりになっている印象を受ける。
- メディア放送としては、問題の本質や背景を子どもの貧困や児童虐待など付随する問題も掘り下げて番組で取り上げていくしかないが、最近の番組などでは家庭の問題、特に個別のケースを取り上げながら、踏み込んで伝える取組をしている。ただ、そこに寄せられる意見などを、トータルでどう扱うかは難しい。また、目に見える形で事象が生じた場合には、ニュースなどで取り上げているが、間接的な域を超えることは難しい。さらに、子の福祉について市民に啓蒙することは難しく、間接的に家庭裁判所やNPO法人の取組について紹介し、それに対する市民の感想等を紹介することはできても、それ以上に伝えることはできず、無力感を抱くときがある。
- 父母が離婚した際、子どもの親権者について、どのように決められるのか、関心がある。
- 最近では、父母双方が、子どもの親権をいらないと主張する例が見られる。また、子どもの言葉をそのまま自分に有利に理解し、相手を責める例も見られる。しかし、一番重要なのは、子どもは親の気持ちに振り回され本心を露わにできず、両親の離婚によって、子どもが一番傷ついているという事実である。父母の離婚に際し、子どもの気持ちをしっかり聞いてあげることが重要で、大人の判断だけでは子どもを傷つける結果となる。

養育費については、子どもの成長、進学を考慮して計画的に金額を決めていく必要があり、支払うべき者が、子どもに会って成長を見届け親子の関係が保たれ、納得して支払われることが重要である。そのために、家庭裁判所には、後見的役割の観点から、離婚後の親子関係の継続について指導していただきたい。

- 離婚に当たり、父母の間で熾烈な子どもの取り合いが多いが、子どもに無関心な親もあり、子どもを巡る状況は様々である。離婚の相談を受けた際は、面会交流を強く勧め

ることが、子の福祉に適うかなど悩みながら対応している。

- 親の気持ちに振り回され、片方の親のために嘘をついていると疑われる子どもに接することがあり、逆に父母に対し質問を行い、子どもへの影響などについて父母に考える機会を与えるようにしたこともある。少年事件では、親が子どもに無関心な例も見られ、原因分析や再発防止について親に問うことがある。

- 裁判所作成の動画は、子どもの率直な気持ちが表現されており、当事者への視聴の促しなど、是非広めていっていただきたい。

ただし、裁判所が、当事者の主体的解決の援助として、親子関係や家庭のことにどこまで関与するのか、考えさせられるところはある。

- 児童福祉法の一部改正により、子どもの権利が明確化された。児童虐待相談件数は、最高件数を更新し続けている。児童虐待、家庭の貧困等により、多くの子どもが、施設や里親のもとで生活している。

静岡県では、平成27年度に、ひとり親家庭交流支援事業（単年度事業）として、面会交流等の実施の支援などを行った。

県が平成26年にひとり親家庭の実態を調査したところ、母子家庭では200万円未満の家庭が過半数を超えており、父子家庭でも年収300万円以上から350万円未満の世帯が多く、日常生活の悩みとしては、母子家庭、父子家庭とも「生活費」というのが最も多かった。養育費を取得している割合は、母子家庭で33.2%、父子家庭で3.7%であった。就業の状況は、母子家庭では臨時・パートというのが過半数を超えている。面会交流の取決めをしている割合は、母子家庭は24%、父子家庭では12.2%で、面会交流を実施している割合は、母子家庭は26.5%、父子家庭は23.2%であった。

ひとり親家庭交流支援事業の中で、面会交流についてはかなりの相談件数があった。

保育行政では、女性の活躍が言われ、保育所は女性が働くためにあると大人の視点で考えてしまう傾向があるが、子どもが健全に成長するためという視点でやらなければならないと、常々思う。

親の離婚に際し、子どもは自分の意思を言う機会すらなく、親の都合に従わざるを得

ない状況にあるのだと思う。

子どもの貧困問題対策のため、自治体でも児童手当の支給、貸付事業、医療費の助成、就業支援などを行っているが、子どもには2人の親がいて、親は子どもを養育する責任を果たさなければならない。その親が責任を果たさないために多額の税金を投入するよりは、責任を果たせる仕組みを作っていかなければならないと考える。

- 子どもは成長によって考え方を変えていくものであり、父母どちらの親が必要かという選択は、理想を言えば、あってはならない。ただ、一般的には子どもが幼いと母親の愛情は必要である。

離婚後も、子どもが父母両方に愛されているという思いを継続して抱けるよう、親のエゴを抑え、子どもの長い人生の中で親としてどう振る舞うべきか試されていることを、親に分かってもらわなければならないが、そのような考えに至らない親が多い。子の福祉について親の理解を深めるため、様々な組織や地域でルールや仕組みづくりをしていかなければならない。

- 以前は、幼い子どもは母親が親権をもつことが一般的であったが、その後、父親の子どもに対する思いが強くなる時代の流れの中で、子どもの取り合いが目立つ時期があり、面会交流により配慮した。最近では、経済的に子どもを育てられない、母親も仕事をしているため育てられないといった事情で、どちらも育てられないという傾向からか、子どもに対する思いも変わってきており、時代に応じた解決を図る必要がある。

- 両親のDVなどを見ている子どもは、精神的ダメージが大きい。親の虐待などのため子どもを家庭から引き離し施設に入れても、子どもにはやはり親が一番なのであり、親に会いたいと言う。施設に預かってそれっきり縁が途絶えることがないよう、家庭の教育を図る必要がある。

- 同胞の育ちが少なくなってきたり、子どもの社会性が乏しくなり、対人関係の持ち方が変わってきている。兄弟間で面倒を見る機会がなくなり、母親が一人で子どもの面倒を全部みなければならず、負担は大きい。

- 地域コミュニティが乏しく、悩みごとがあっても相談する相手がいない親が多く、親の支援のために、税金を使わなければならない状況にある。

○ 養育費の算定表は、インターネットでも公表されているため、調停の前に、計算をしてくる当事者も多く、親の収入や子どもの年齢を基に、比較的簡単に計算できるようになっている。養育費は、お互いの合意があればいくらでもよいが、最近は若い夫婦の離婚が多く、少ない収入に基づき少ない額の養育費が調停によって決まり、それすら実際に払われているか心配になる。算定表に基づくならば、高額な養育費が算定されることは難しい。

○ 養育費の決め方は、基本的に婚姻中の生活費の分担と同じである。当事者間では養育費について折り合うことが難しいために家庭裁判所の調停を利用していることが多いので、何か基準があった方がよいとの実務上の養成に基づいて、双方の収入や子どもの数や年齢を基に比較的簡単に養育費を算定できる算定表が調停に取り入れられるようになった。算定表により、標準的な養育費の額が算定されることになるが、もちろん、子どもの個別事情にも勘案しながら、最終的に養育費を決めることになる。

調停においては、納得して解決したいという要請がある一方で、早く解決したいという矛盾する要請があり、当事者双方の意見を聞きながら、最善の解決策を模索している。

○ 高収入の家庭だから子どもが高学歴と一概には言えないが、共働きをしてまで教育費を稼ぐ現状があり、子育てそのものにお金が掛かりすぎている。奨学金をもらっても返済が問題となり、家庭のことを考えると、進学に踏み出せないのではないかと思う。

○ 養育費について決まったら、支払い状況を家庭裁判所が見届ける仕組みがあるとよく、行政とも連携を図ってほしい。

○ 養育費の支払い状況について、裁判所や行政が継続的に面倒をみることは不可能である。親に養育費を義務的に払わせるのではなく、我が子のことを片時も忘れさせない、一生の付き合いにするよう仕向けることが大事だと思う。

良い大学に進学しても、社会に出てから奨学金の返済が負担になることは、行政や政治が対応しなければならない問題である。

○ 養育費の紛争は、未払いが溜まって給料差押えになったり、親の再婚により減額調停が申し立てられるなど、長期間にわたることがある。

親の経済状況は、子どもの養育への関わり方、ひいては子どもの能力にも影響を与えるのであり、軽視すべきではない。

母子家庭を支援するフードバンクや面会交流のボランティア団体が増えるとよい。

- 面会交流については、回数を頻繁にすると、子どもの負担にもなり、片親の会わせたくないという思いを敏感に感じる子どももいて、難しい。絶対に会わせたくないと主張する親もあり、子どもには親に会う権利があり、養育費をもらうのだから会わせてくださいと、説得することもある。

子どもが幼いうちは、親に会わせの方がよいが、小学校中学年になれば、子どもの意思を尊重すべきだと思う。

- 子どもとの交流が全くない中で養育費を支払うことは、難しい実態がある。

親の会わせたくないという言い分は親の理屈であり、子どもの立場からすれば、親の理屈に関係なく、父と母がいるのであり、子どもにとって良好な関係を構築しなければならない。子どもの権利としてどちらの親にも会える状況があり、子どもが育っていくために必要な経済的なバックアップをするのが親の義務だと思うが、どこにもルールがないので、親の都合で決まっていく実態にある。今回の県のひとり親家庭交流支援事業では、面会交流支援として親どうしが会わなくても子どもが片親に会える仕組みを作り、子どもの権利を守ろうとしたものである。

養育費の支払いが滞った結果、生活が苦しい家庭もあり、児童手当や就学支度金貸付けなどの支援も含め、親に義務を果たしてもらいたいという思いもあって事業をやっている。

5 次回テーマ及び期日

今回は、少年事件における家庭裁判所と関係機関との連携について取り上げることになり、期日は、平成29年6月27日（火）とした。